

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市建設部 公園緑地課 管理担当	
許 認 可 等 名	都市公園内における行為の許可又は変更許可	
根 拠 法 令	徳島市都市公園条例	
根 拠 条 項	第3条第1項又は第3項	
連 絡 先	(電話 621-5295)	
審 査 基 準	<p>[根拠法令] 徳島市都市公園条例 (行為の制限) 第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興業を行なうこと。 (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行なう場所、又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。</p> <p>5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。</p>	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (令和 3年 4月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 10日 (年末年始を除き休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)